

# 土砂災害防止法とは

従来の砂防堰堤や急傾斜等の工事を目的とせず、**土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域**という2種類の区域を指定し、国民の生命を守るために、必要な施策を行います。

## 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

住民等の生命又は身体に**危害が生ずるおそれ**があると認められる土地の区域

- 土砂災害発生のおそれがある区域を明らかにする
- 警戒避難体制の整備を行う（市町村の義務）

## 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

住民等の生命又は身体に**著しい危害が生ずるおそれ**があると認められる土地の区域

- 一定の開発を制限する（審査による許可制）
- 建築物の構造の規制を行う（建築基準法）

# 法律制定のきっかけ

平成11年に広島災害が発生  
土砂災害325件、死者24名

【大災害に至った理由】

- ・危険な地域に人家(新興住宅地)が密集
- ・情報通報や警戒避難体制が脆弱



このため、従来の対策工事のほかに  
ソフト対策を充実させようとして制定されたもの

ソフト対策とは？

- ・どこが危険か明らかにする
- ・警戒避難体制を充実させ、緊急時の対応を定める
- ・危険箇所へ対策がされないまま住宅が建つことを抑制

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成13年4月施行)



# 土砂災害警戒区域に指定されると

○市町村により、警戒避難体制の整備が行われます

## 1. 市町村地域防災計画への記載（土砂法第7条）

**市町村は**、警戒区域ごとに警戒避難体制（情報の収集・伝達、避難など）に関する事項を定めます。

## 2. 災害時要援護者関連施設の警戒避難（土砂法第7条）

**市町村は**、災害時要援護者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めます。

## 3. ハザードマップによる周知の徹底（土砂法第7条）

**市町村は**、危険箇所や避難場所等、警戒避難に必要な情報を記載した印刷物を住民に配布します。

## 4. 宅地建物取引における説明

**宅地建物取引業者は**、宅地や建物の売買にあたり、警戒区域であることを説明する必要性が生じます。

# 土砂災害特別警戒区域に指定されると

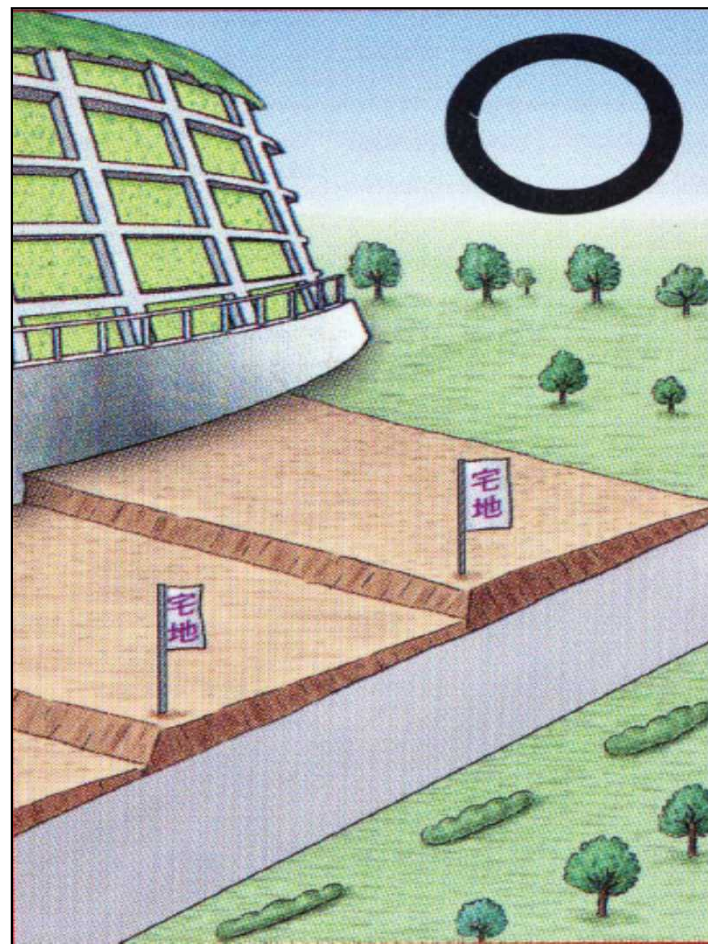
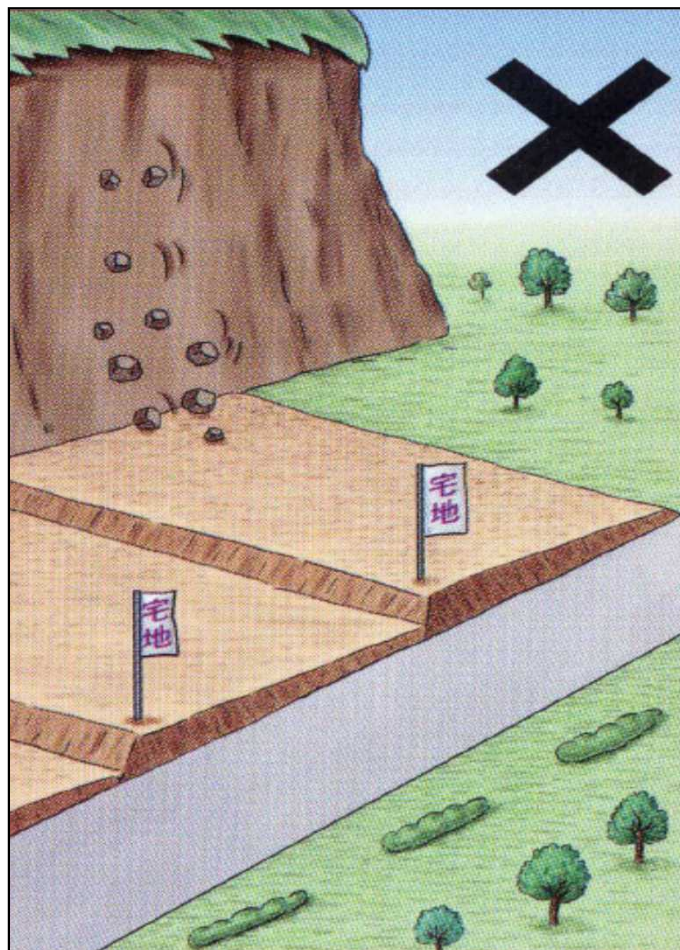
- 1. 特定の開発行為に対する許可制**（土砂法第9条）  
宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための開発を行う場合は県知事の許可が必要になります。
- 2. 建築物の構造の規制**（土砂法第23条及び24条）  
居室を有する建物は、土砂災害に対し安全かどうか確認するため建築確認申請が必要となります。
- 3. 建築物の移転等の勧告**（土砂法第25条）  
特に危険が迫っている場合は、県知事が区域外への移転等を勧告することがあります。
- 4. 宅地建物取引における説明**  
宅地建物取引業者は、宅地や建物の売買にあたり、特別警戒区域であることを説明する必要性が生じます。

# 土砂災害特別警戒区域では

## 1. 特定の開発行為に対する許可制

(宅地分譲や災害時要援護者関連施設の開発を行う場合は県知事の許可が必要になります。)

レッド内で、宅地分譲等をするには、危険を解消する対策を講じなければ、開発が出来ません



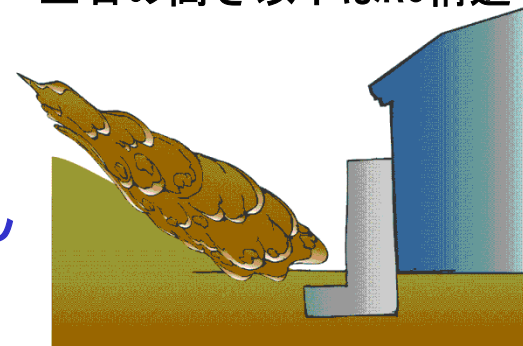
## 2. 建築物の構造の規制

(居室を有する建物は、土砂災害に対し安全かどうか確認するため建築確認申請が必要となります。)

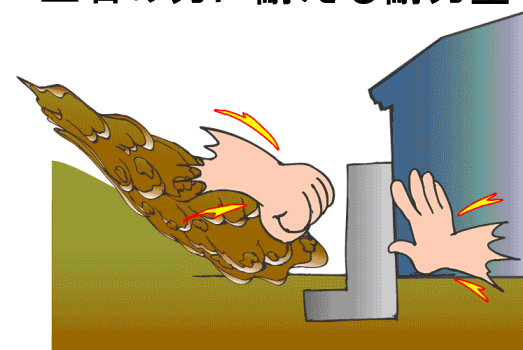
土石の力に耐えうる構造でなければ建築出来ません



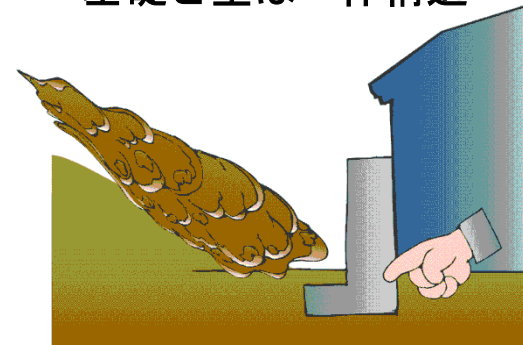
土石の高さ以下はRC構造



土石の力に耐える耐力壁

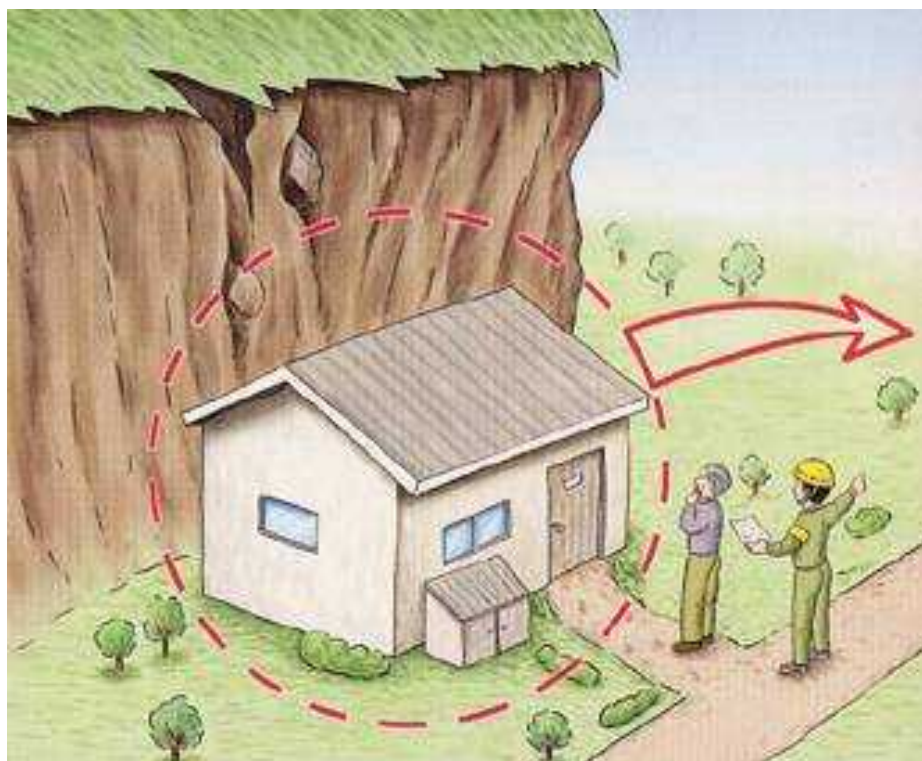


基礎と壁は一体構造



## 3. 建築物の移転等の勧告

特に危険が迫っている場合は、県知事が区域外への移転等を勧告することがあります。



(支援制度あり)

- ・住宅金融支援機構の融資の特例
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業  
(がけ地近接危険住宅移転事業)

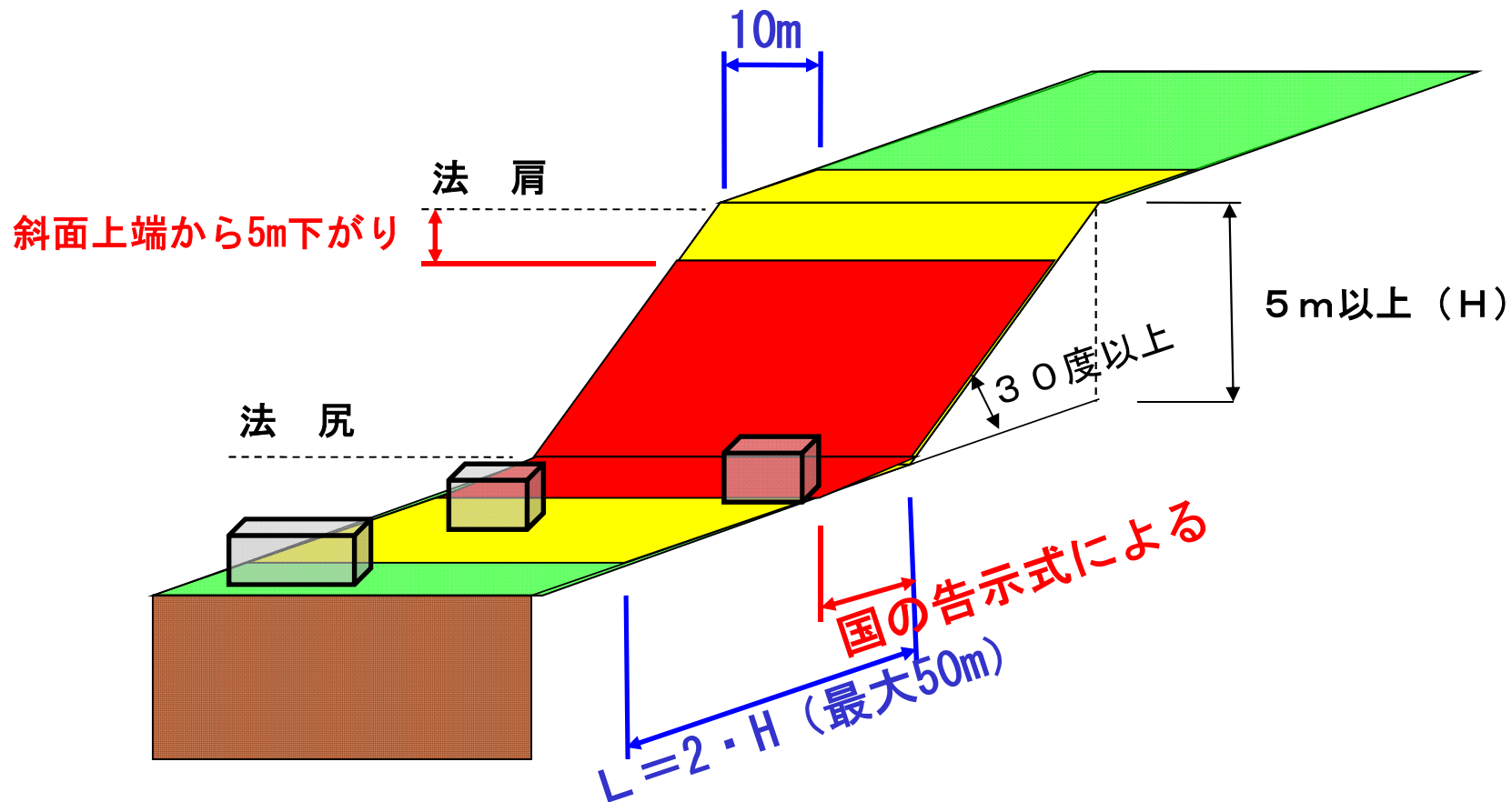
※詳しくは、市の建築部局にご相談願います。

# 急傾斜の指定基準

## ◆土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

## ◆土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

がけ崩れが発生したときに通常の木造家屋に損壊が生じると予想される範囲





# 土石流の指定基準

## ◆土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

## ◆土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

土石流が発生したときに通常の木造家屋に損壊が生じると予想される範囲

